

令和元年第5回六戸町議会定例会会議録（第3号）

令和元年12月10日（火）午前10時開議

出席議員（12名）

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 盛田嘉彦 | 2番 | 松橋一男 |
| 3番 | 種市正孝 | 4番 | 長根一男 |
| 5番 | 杉山茂夫 | 6番 | 久田伸一 |
| 7番 | 高坂茂 | 8番 | 下田敏美 |
| 9番 | 川村重光 | 10番 | 円子徳通 |
| 11番 | 山本実 | 12番 | 苔米地繁雄 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|------|----------------|------|
| 町長 | 吉田豊 | 総務課長 | 川村星彦 |
| 企画財政課長 | 円子富浩 | 税務課長 | 吉田英輔 |
| 産業課長 | 高橋宏典 | 町民課長 | 小林章 |
| 福祉課長 | 舘泰之 | 建設下水道課長 | 外山昌彦 |
| 診療所事務長 | 川原徹 | 会計管理者 | 吉田史明 |
| 教育委員会 教育委員長 | 瀧口孝之 | 教育課長 | 長谷智 |
| 農業委員会 農事局長 | 金淵盛一 | 農業委員会 農事局長 | 高橋宏典 |
| 選挙管理 委員会委員長 | 四木豊美 | 選挙管理 委員会委員長 | 川村星彦 |
| 代表監査委員 | 吉田透 | 監査委員 事務局局長 | 高橋寿典 |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|------|-------|------|
| 事務局長 | 高橋寿典 | 事務局次長 | 澤口俊博 |
|------|------|-------|------|

議事日程

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 報告第 7号 専決処分の報告について
- 日程第 3 議案第 47号 十和田地区環境整備事務組合理約の変更について
- 日程第 4 議案第 48号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 5 議案第 49号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 日程第 6 議案第 50号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7 議案第 51号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第 52号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第 53号 六戸町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 10 議案第 54号 平成 31 年度六戸町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 議案第 55号 平成 31 年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 56号 平成 31 年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 13 議案第 57号 平成 31 年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 58号 平成 31 年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 15 議案第 59号 平成 31 年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 60号 平成 31 年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 61号 財産の取得について
- 日程第 18 議案第 62号 工事の請負契約の変更について
- 日程第 19 議案第 63号 財産の取得に係る契約の変更について
- 日程第 20 六戸町選挙管理委員及び同補充員の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

会議録署名議員の氏名

7番 高坂 茂

8番 下田 敏美

会 議 の 経 過

議 長（川村重光君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（川村重光君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求をした者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、議員派遣結果報告は、お手元に配付してあります別紙の行政視察研修報告書により報告にかえさせていただきます。

次に、日程第2 報告第7号 専決処分の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

おはようございます。

それでは、報告第7号 専決処分の報告について説明いたします。

議案書の2ページをごらんいただきます。

本件は、令和元年6月12日、六戸町大字犬落瀬字前谷地60の役場敷地内において、職員が草刈り中に誤ってATMの通信回路を切断させたもので、この示談が成立し、令和元年9月12日に損害賠償の額10万9,080円を専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

なお、損害賠償の額は、その全額が全国町村会総合賠償補償保険により支払われております。

以上で報告第7号の説明といたします。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第7号 専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第3 議案第47号 十和田地区環境整備事務組合規約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（小林 章君）

議案第47号 十和田地区環境整備事務組合規約の変更についてご説明いたします。

議案書4ページからになります。あわせて、別冊補足資料1ページの新旧対照表もご参照ください。

本案は、十和田地区環境整備事務組合規約の変更について、議会の議決を要するため提案するものであります。

変更の主な内容は、当該組合の監査委員を従来の議員からの選任にかえて、識見を有する者から選任できるよう規約を変更するものであります。あわせて、代表監査委員と監査委員の任期を定めるものであります。

附則は、施行期日と経過措置を定めるものであります。

以上で議案第47号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号 十和田地区環境整備事務組合理約の変更については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4 議案第48号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

それでは、議案第48号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてご説明いたします。

議案書7ページ、補足資料1ページとなります。

内容は、三戸郡福祉事務組合が令和2年3月31日をもって解散することに伴い、別表第1から削除するものでございます。

附則は、施行日を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 議案第49号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

それでは、議案第49号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案についてご説明いたします。

議案書の10ページから17ページ、補足資料は2ページから7ページとなります。

本案は、令和2年度から始まる会計年度任用職員制度に伴い、町関係条例の一部改正等を行うものでございます。

改正内容は、臨時職員等に関する給与、休暇、勤務時間等に関する制度が見直しされるため、六戸町職員定数条例を含む関連する9条例の一部を改正するものでございます。

附則は、施行日を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 議案第50号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (川村星彦君)

それでは、議案第50号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書18ページ、19ページ、補足資料8ページとなります。

第1条の改正は、令和元年12月支給の期末手当の支給割合を100分の5引き上げ、100分の165とするものでございます。

第2条の改正は、令和2年度の支給割合を6月、12月それぞれ100分の162.5に改めるものでございます。

附則は、施行日、適用日等を定めたものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第51号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

それでは、議案第51号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書20ページ、21ページ、補足資料9ページとなります。

改正内容は、議案第50号と同様でございます。令和元年12月支給の期末手当の支給割合を100分の5引き上げ、令和2年度の支給割合を6月、12月それぞれ同率とするものでございます。

附則は、施行日、適用日等を定めたものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第52号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (川村星彦君)

それでは、議案第52号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書22ページから40ページ、補足資料10ページから32ページとなります。

主な変更の内容は、23ページ、後ろから5行目で、職員の勤勉手当について、令和元年12月の支給割合を100分の5引き上げ、100分の92.5とするものでございます。

24ページから38ページの別表第1から別表第3までは、初任給と30代半ばまでの職員の給与月額を500円から1,500円程度引き上げるもので、平成31年4月1日から適用するものでございます。

附則は、施行期日、適用日等を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長 (川村重光君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 議案第53号 六戸町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (川村星彦君)

それでは、議案第53号 六戸町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書41ページ、補足資料33ページとなります。

改正の内容は、成年被後見人等は消防団員となることができないとする規定の削除と字句を訂正するものでございます。

附則は、施行日を定めたものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号 六戸町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第54号 平成31年度六戸町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

それでは、議案書の43ページからになります。

議案第54号 平成31年度六戸町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本補正予算は、第1条は、歳入歳出それぞれ4,486万6,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億7,694万5,000円とするものであり、歳入歳出予算の補正の款項の区分と金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算の補正のとおりとするものであります。

第2条は、地方債の変更を規定するものです。

47ページの第2表をごらんいただきます。

第2表地方債補正になりますが、今回の補正は、道路事業債について、事業債との関連において借り入れの限度額を減じる変更でございます。

それでは、補正の主な内容について事項別明細書により説明してまいりたいと思います。

補正予算に関する説明書という事項別明細書です。よろしいでしょうか。

最初に、歳入について説明いたします。

3ページからになります。

ほとんどが金額の確定や見通し額の精査による補正となっておりますが、主な箇所について説明いたします。

3ページの上から3つ目になります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、幼児教育の無償化に伴うもので、項の計で4,464万5,000円の増額計上となります。

4ページになります。上段です。

15款2項国庫補助金では、2目土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金の交付額の確定により7,622万4,000円の減額ほかで、項の計では6,841万7,000円の減額計上となります。

その下、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金では、主には先ほどの国庫支出金同様、幼児教育の無償化に伴うもので、項の計で2,393万2,000円の増額計上となります。

5ページにまいります。5ページの下段になります。

18款寄附金では、一般寄附として1名の方から100万円の寄附があったことから、99万9,000円を増額計上。

6 ページにまいります。

20款繰越金については、歳入歳出総額での調整額として168万6,000円を計上。

最後の22款町債については、社会資本整備総合交付金による町道整備事業の事業費減額に伴い、5,010万円の減額となります。

次に、歳出について説明いたします。

7 ページからになります。

歳出につきましては、各款項目にわたり、人件費、物件費、補助費、扶助費など各費目の確定や執行見込み額の精査により補正計上し、あわせて財源調整をいたしました。

人件費につきましては、主に青森県人事委員会勧告と精査による補正であり、詳細につきましては19ページからの給与費明細書に示してございます。

それでは、歳出の主な補正内容について説明いたします。

7 ページからになります。

2款総務費、1項総務管理費になります。下段の5目財産管理費に、一般寄附が1件で100万円をいただいたことから、ふるさと基金積立へ計上。その下、7目企画費では、8ページの上段に移りますが、補助金に定住促進新築住宅建設補助事業費900万円を増額計上。項の計では1,117万6,000円の増額となります。

9 ページになります。

2款総務費、4項選挙費では、4目町議会議員選挙費の執行残を減額、項の計では215万4,000円の減額補正となります。

10ページになります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、19節負担金補助及び交付金に先進的事業支援特例交付金363万7,000円を追加計上。これは、福祉施設の改修等に向けられる補助であり、全額が国庫支出金で賄われます。同じく28節繰出金には、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療の各特別会計への繰出金、合わせて2,550万1,000円を減額計上し、項の計では、11ページに移りますが、項の計では2,035万1,000円の減額計上となります。

11ページ下段になります。

3款民生費、2項児童福祉費では、1目児童福祉総務費の20節扶助費に幼児教育無償化に伴う子ども・子育て支援教育・保育給付費ほかで8,982万6,000円の増額計上し、項の計では9,064万8,000円の増額計上となります。

12ページ、上段になります。

4款衛生費、1項保健衛生費では、3目母子衛生費の19節負担金補助及び交付金に特定不妊治療費助成事業60万円を増額し、項の計では277万1,000円の増額計上となります。

続いて、13ページになります。

6款農林水産業費、1項農業費では、3目農業振興費の19節負担金補助及び交付金に、にんにくウイルスフリー種子購入助成事業146万9,000円の増額。その下、4目畜産業費の19節負担金補助及び交付金に豚コレラ侵入防止対策緊急支援事業486万9,000円を追加し、項の計では308万2,000円の増額計上となります。

14ページになります。

8款土木費、2項道路橋りょう費では、2目道路橋りょう維持費の14節使用料及び賃借料において除雪車両賃借料の契約残563万2,000円を減額。3目道路新設改良費の13節委託料では、橋梁補修設計業務の執行残306万4,000円を減額。同じく15節工事請負費においては、社会資本整備総合交付金による町道整備事業費の確定等により1億2,965万6,000円を減額し、項の計では1億3,673万3,000円の減額補正となります。

16ページになります。

下段の10款教育費、2項小学校費では、1目学校管理費の18節備品購入費に、次年度において大曲小学校の児童数増に伴いクラス数の増と教員数の増が見込まれることから、机、椅子等の備品購入費として199万7,000円を追加計上。その下、3目学校建設費の15節工事請負費に、大曲小学校防音復旧事業の実施設計の結果、不足となる工事費用247万2,000円を増額計上。項の計では446万9,000円の増額となります。

18ページになります。

10款教育費、5項保健体育費では、5目総合運動公園運営費の13節委託料に、総合運動公園野球場ネット改修工事実施設計業務と、同じく陸上競技場改修工事実施設計業務、合わせて420万円を追加計上し、項の計では121万1,000円の増額となりました。

以上で議案第54号の説明といたします。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号 平成31年度六戸町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第55号 平成31年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（小林 章君）

議案第55号 平成31年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案書48ページからになります。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,298万8,000円を追加し、歳

入歳出予算の総額をそれぞれ12億4,695万1,000円とするものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書の25ページをごらんください。

今回の補正予算は、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金の見込み額精査等により増額するものであります。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

25ページになります。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税は、今年度改正しました税率での算定により2,904万7,000円増額し、3億2,949万2,000円といたしました。

5款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金は、普通交付金及び特別交付金を合わせ1,084万4,000円増額し、7億7,816万3,000円といたしました。

7款繰入金、1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を1,788万2,000円減額し、1億1,724万9,000円といたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

27ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費は、人件費の精査及びシステム改修対応業務委託料等の計上により91万1,000円増額計上いたしました。

28ページをごらんください。

2款保険給付費、2項高額療養費は、一般被保険者療養給付費の見込み額精査により1,000万円増額計上いたしました。

この28ページ中段から次の29ページ中段までの3款国民健康保険事業費納付金は、納付金の確定により予算計上いたしております。

まず、1項療養給付費分は、一般及び退職被保険者等分を合わせ、項の計で918万円増額計上。2項後期高齢者支援金等分は、一般及び退職被保険者等分を合わせ、次のページの上段になりますが、項の計で102万6,000円減額計上。3項介護納付金分は、261万4,000円増額計上いたしました。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、国保税の過年度分過誤納還付金及び前年度の保険給付費等交付金償還金の計上により、項の計で114万9,000円増額計上いたしました。

以上で議案第55号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号 平成31年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第56号 平成31年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

議案第56号 平成31年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

議案書50ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ291万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,217万9,000円とするものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

補正予算に関する説明書35ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

6款繰入金、1項他会計繰入金では、1目一般会計繰入金に141万6,000円を増額計上し、同じく2項基金繰入金には、1目下水道事業整備基金繰入金に消費税納付金の財源とするため40万円を増額計上いたしました。

9款町債、1項町債は、対象事業費の確定により流域下水道事業債を110万円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

36ページをお開き願います。

1款事業費、1項総務管理費、1目一般管理費では、公共ます交換材料や消費税納付金などの増額により、目の計で106万6,000円を増額計上いたしました。2項建設事業費、1目建設費には、公共ます設置工事ほかで185万円を増額計上いたしました。

以上で議案第56号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号 平成31年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第57号 平成31年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (外山昌彦君)

議案第57号 平成31年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

議案書54ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,308万円とするものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書の41ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

6款繰入金、1項他会計繰入金に、1目一般会計繰入金として35万円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

42ページをお開き願います。

1款事業費、1項総務管理費、1目一般管理費では、処理場の電気料の不足が見込まれるため、11節需用費に35万円を増額計上いたしました。

以上で議案第57号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号 平成31年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第58号 平成31年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（舘 泰之君）

それでは、議案第58号 平成31年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書56ページから58ページとなります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ666万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,050万9,000円とするものであります。

それでは内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書の43ページから51ページになります。

それでは最初に、歳入についてご説明いたします。

45ページをお開きください。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料に259万9,000円を減額計上いたしました。これは、死亡等の資格異動により精査したものでございます。

次の5 款国庫支出金、2 項国庫補助金、4 目補助金に280万円を増額いたしました。これは、介護システムの改修についての補助金になります。次の5 目保険者機能強化推進交付金に149万2,000円を増額計上いたしました。これは、自立支援や重度化防止等の取り組みに対し交付されるものでございます。

続いて、46ページをお開きください。

9 款繰入金、1 項一般会計繰入金、5 目その他一般会計繰入金に764万9,000円を減額計上いたしました。これは、人件費及び事務費分についての繰り入れの減になります。

次に、歳出の主な内容について説明します。

47ページをお願いします。

1 款総務費、1 項総務管理費では、項の計で324万7,000円を減額計上いたしました。こちらは人件費の精査及び介護システムの改修業務完了による減額でございます。4 項計画策定委員会費では、項の計で160万2,000円を減額計上いたしました。こちらは介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務の事業量確定による減額であります。

48ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費では、項の計で533万6,000円を増額計上し、次の2 項介護予防サービス等諸費では、項の計で296万7,000円を減額計上、次のページの、49ページの4 項高額介護サービス等費では、項の計で450万4,000円を増額計上し、次のページになります、50ページの6 項特定入所者介護サービス等費では、項の計で638万2,000円を減額計上しました。これらの保険給付費については、各サービスの給付費において、本年の4 月から10月までの実績をもとに年度内の見込み額を見直したことにより補正するものでございます。

続いて、51ページになります。

5 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業・任意事業費では、項の計で256万5,000円を減額計上しました。こちらは嘱託職員の人件費を精査したことにより補正するものでございます。

以上で議案第58号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号 平成31年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第59号 平成31年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（小林 章君）

議案第59号 平成31年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案書59ページからになります。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,462万円とするものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書の57ページをごらんください。

今回の補正予算は、保険料や広域連合負担金の見込み額精査により増額するものであります。

最初に、歳入についてご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者保険料は、特別徴収分と普通徴収分の精査を

行い、項の計で1万4,000円増額計上いたしました。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金は、広域連合共通経費分の確定や保険基盤安定繰入金の精査等により13万5,000円減額計上。

4款繰越金、1項繰越金に、前年度繰越金として51万9,000円増額計上。

5款諸収入、2項償還金及び還付加算金は、保険料還付金を29万9,000円減額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

58ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費は、人件費及び事務費の精査により17万8,000円減額計上いたしました。

2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金は、前年度保険料負担金の精算等により広域連合負担金を57万6,000円増額計上。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、保険料還付金を29万9,000円減額計上いたしました。

以上で議案第59号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号 平成31年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時5分まで休憩いたします。

休憩(午前10時51分)

再開(午前11時07分)

議 長 (川村重光君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第16 議案第60号 平成31年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長(川原 徹君)

議案第60号 平成31年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

議案書61ページをお開きください。

六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)は、既定の歳出予算を調整す

るものでございます。

それでは、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

今回の補正予算の内容につきましては、主に有害物質の処分費等の追加及び委託料、工事費等の執行精査により調整したものでございます。

歳出についてご説明申し上げます。

説明書の62ページをお開きください。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費として、12 節役務費に体温計等の水銀処分費等として手数料12 万5,000 円を増額し、13 節委託料に施設委託料を精査するとともに、新たに PCB 分析業務ほか 2 業務を新たに追加計上し、8 万4,000 円を増額計上いたしました。科目変更といたしまして、同じく14 節使用料及び賃借料に 4 万円を減額し、19 節負担金補助及び交付金に 4 万円を増額計上いたしました。同じく15 節工事請負費は、執行見込み精査により10 万3,000 円を減額計上いたしました。

次に、2 款医業費、1 項医業費、1 目医療用機械器具費中、13 節委託料は、執行見込み精査により10 万6,000 円を減額計上いたしました。

以上で議案第60号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号 平成31年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第61号 財産の取得についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長 (川原 徹君)

議案第61号 財産の取得についてご説明申し上げます。

議案書63ページをお開きお願いいたします。あわせて説明補足資料34ページもご参照お願いいたします。

本案は、次のとおり財産を取得するものでございます。

1、取得する財産、エックス線一般撮影装置一式。

2、契約金額、1,870万円。税込みでございます。

3、契約の相手方、住所、八戸市小中野1丁目2番23号、会社名、江渡商事株式会社八戸営業所、代表者名、所長、小山博行でございます。

なお、本案件は、指名型プロポーザル方式を採用し、3社を指名し、機器に関する技術提案、価格等のプレゼンテーションを実施し、提案内容に対し選定審査委員が評価を行い、業者を選定したものでございます。

以上で議案第61号の説明といたします。

議 長 (川村重光君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

1 番、盛田議員。

1 番（盛田嘉彦君）

エックス線一般撮影装置一式購入についてご質問いたします。

まずは、購入に至った経緯です。それと、契約日と納期日はいつなのかということと、あと、入札に関して指名型プロポーザル方式というふうにあります。こちらのほうもう少し詳しくご説明していただきたいということと、なぜ競争入札ではなかったのかということの4点についてご質問いたします。

議 長（川村重光君）

診療所事務長。

診療所事務長（川原 徹君）

それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、経緯です。既存のエックス線一般撮影装置ですけれども、平成20年度に導入いたしました11年が継続、経過しておりまして、あと10年以上経過したことにより保守点検と、あと部品等の購入、あとはエックス線の放射装置ということでその安全性を考えまして、更新するというにいたしました。

それと、契約日です。物品契約です。仮契約が令和元年11月14日、納品日、予定日が3月11日となっております。

あと、プロポーザル方式の導入に関してですけれども、こちら、やはり一般医師が使用するための機器の性能等、逆に安ければ結構古い年式の機械とか、いろいろ業者はありますけれども、技術革新等もございますし、一般入札で安い業者も確かにありますけれども、それによって新しい技術がなかったり、いろいろその辺勘案しまして、新しい技術が導入されて、医師の希望等もございますし、その辺を加味しまして、プロポーザルで点数づけを行いまして導入に至っております。

プロポーザル方式ですけれども、内容は、プロポーザル方式に関しては一般入札と違いまして、先ほど言いましたように、業者の提案に基づき、要するに値段相応の機器の一般入札に

すると、機器の選定になる場所ですけれども、さらにそれらの性能等、金額等全てを加味いたしまして、それに見合うコストパフォーマンスといえますか、そういう機種を選定して、より長く有用的に選定するという方式になっております。

以上です。

議 長（川村重光君）

1 番、盛田嘉彦君。

1 番（盛田嘉彦君）

契約日が11月14日というふうにおっしゃいましたが、この購入に関しては当初予算で設置されている。その当初予算に設置されているにもかかわらず消費税増税前に購入することがなぜできなかったのかという理由と、あと、納期が3月11日、これも当初予算で設置されているにもかかわらず今年度ほぼ使うことができない。これに関して、どうでしょう、診察に影響は出ていないのかということをご質問いたします。

議 長（川村重光君）

診療所事務長。

診療所事務長（川原 徹君）

おっしゃるとおり、予算については当初予算に計上しておりましたけれども、選定等、あと、その他機器の調整、いろいろな調査等に多少時間がかかりまして、おくれたことは事実でございます。あと、診療に関しては、今の機械は稼働しておりますので、診療に関しては支障なく業務はできております。

以上です。

議 長（川村重光君）

1 番、盛田嘉彦君。

1 番（盛田嘉彦君）

プロポーザル方式ということで委員会を設置して、業者のプレゼンテーションをして点数

化して、その高いところで入札先を決定するという方式であれば、せいぜい2カ月もあればできることだというふうに認識しています。

何が言いたいのか、2点ありまして、まず1点が、これ私自身も一応考えて行動していることではありますが、消費税増税前に購入できるものに関しては、やはり町費、町のお金というのは自分の財布だというふうに考えて行動してほしいということがまず1点と、2点目は、これ納期期間がもう今年度ほとんど使えないということで、もし最初にもっと早く購入できていれば早期発見できた病気もあるということは可能性としては当然考えられることで、業務が忙しいということは十分把握しているつもりではあります。ただ優先順位というものをちょっと考慮した上で、今後の業務に当たっていただければなというふうに思っております。

質問は以上です。

議 長（川村重光君）

回答はいいですか。

（「大丈夫です」の声あり）

議 長（川村重光君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号 財産の取得については原案のとおり可決いたしました。

日程第18 議案第62号 工事の請負契約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

教育課長。

教育課長 (長谷 智君)

議案第62号 工事の請負契約の変更についてご説明いたします。

議案書は65ページからになります。

変更内容をご説明申し上げます。

六戸町総合体育館大規模改修工事(Ⅱ期工事)につきまして、消費税及び地方消費税の税率の改正により契約額を変更するものであります。

請負代金の変更前の額は7,754万4,000円、変更後は7,898万円となり、143万6,000円の増額となります。

以上で議案第62号の説明とします。

議 長 (川村重光君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号 工事の請負契約の変更については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第63号 財産の取得に係る契約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (川村星彦君)

それでは、議案第63号 財産の取得に係る契約の変更についてご説明いたします。

議案書67ページからとなります。

改正の内容は、消費税及び地方消費税の税率の改定により、小型動力ポンプ付積載車の契約金額を1,609万2,000円から1,639万円に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長 (川村重光君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号 財産の取得に係る契約の変更については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 六戸町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

六戸町選挙管理委員及び同補充員が令和元年12月25日をもって任期満了するため、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により議会において、別紙のとおり、それぞれ4名を選挙するものであります。

初めに、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

六戸町選挙管理委員に、下田誠一君、岡田良平君、保土沢博昭君、佐藤昭君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名した者をもって、当選人に定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、下田誠一君、岡田良平君、保土沢博昭君、佐藤昭君が六戸町選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

六戸町選挙管理委員補充員に、苫米地正良君、藤村謙一君、山内茂君、柳原尚徳君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名した者をもって、当選人に定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、苫米地正良君、藤村謙一君、山内茂君、柳原尚徳君が六戸町選挙管理委員補充員に当選されました。

ただいま当選されました補充員の順序につきましては、ただいま指名した順序にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は、第1順位、苫米地正良君、第2順位、藤村謙一君、第3順位、山内茂君、第4順位、柳原尚徳君と決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これもちまして、令和元年第5回六戸町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 (午前11時28分)